



写

老発0723第4号

平成22年7月23日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長



地すべり防止危険か所等危険区域に所在する
老人福祉施設等の移転整備について

地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「交付金」という。）により引き続きその整備の促進を図っていくこととするため、その取扱いに当たっては、平成22年7月23日厚生労働省発老0723第1号厚生労働事務次官通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱」、または、平成22年7月23日厚生労働省発老0723第2号厚生労働事務次官通知の別紙「平成22年度（平成21年度からの繰越分）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、平成22年4月1日から適用することとしたので、事務処理に遗漏のないよう取り扱われたい。

なお、平成21年12月10日老発1210第4号厚生労働省老健局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する老人福祉施設等の移転整備について」は廃止する。

1 趣旨

地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備は、施設入所者、利用者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、交付金の交付の対象となる市町村整備計画（面的整備計画に限る。以下同じ。）の作成に当たっては、優先的

に計画に盛り込むこととともに、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととするものである。

2 対象施設及び対象事業

交付金の対象となる施設のうち、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定している区域に設置されているものであって、交付金を充てて、施設の安全上問題のない区域に移転する場合の改築整備事業に限るものとする。

3 交付金の交付手続き等について

(1) 移転改築計画の提出

交付金を充ててこの整備を行うときは、別紙様式による「危険区域所在施設移転改築計画」を市町村整備計画と併せて、当該都道府県を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長）に提出すること。

また、当該期間内に新たに指定された区域内における施設にかかるものについては、追加して提出すること。

(2) 交付金の算定方法及び申請手続き

交付要綱に準じて行う。

(3) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については、対象としないものであること。

4 独立行政法人福祉医療機構の融資

「危険区域所在施設移転改築計画」に登載されたもので、交付金による移転改築整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資できるものとする。

危険区域所在施設移転改築計画

指定都市・中核市・市区町村名					所管部（局）課、係名					
施設の状況										
施設所在 都道府県名			施設の種類				施設の名称			
設置の態様	公立・私立	設置主体名								
運営の態様	公立・私立	設置主体名								
所在地										
入所（利用） 定員	人	入所（利用） 現員	人	職員定員 常勤	非常勤	人	職員現員 常勤	非常勤	人	
建物の状況					敷地の状況					
建物面積	当初整備年月日		構造	所有関係	敷地面積	所用関係				
1 2 3 4 計	m ²			RC・CB・W RC・CB・W RC・CB・W RC・CB・W (鉄筋) (ブロック) (木造)	自・他 自・他 自・他 自・他	m ²	自(m ²)・他(m ²)			
整備費関係借入金の状況										
借入先	借入残高	借入年月日	完済予定年	当該年度 償還予定額	左の内訳					
独立行政法人 福祉医療機構 その他 計	千円			千円	自己調達	県、市補助金				
危険区域の状況										
危険区域名	指定年月日	所管部（局）課・係名	防災対策の現状							
			実施済、実施中、検討中、その他()							
			実施済、実施中、検討中、その他()							
			実施済、実施中、検討中、その他()							
			実施済、実施中、検討中、その他()							
移転先用地の状況										
移転先住所					移転先用地	確保済（自己所有、借地）、未確保				
移転改築整備総額										
定員	人	総事業費	千円	うち国庫 補助額	千円	実施予定 年 度				
移転改築の必要性										
移転先の立地条件										

